

東京都板橋区公共基準点管理保全要綱

(平成19年3月9日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、測量法(昭和24年法律第188号。以下「法」という。)の規定に基づき板橋区が管理する測量基準点(以下「公共基準点」という。)の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、別段の定めのない限り、法及び板橋区公共測量作業規程(平成14年11月12日土木部長決定)の例による。

2 この要綱で取り扱う公共基準点とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 2級基準点
- (2) 3級基準点(相当精度の基準点を含む。)であって、かつ永久標識を設置したものの
- (3) 4級基準点(相当精度の基準点を含む。)であって、かつ永久標識を設置したものの

(管理の主体)

第3条 公共基準点の管理保全の主管課は、土木部管理課とする。

(工事施工の届出)

第4条 道路の掘削工事を施工する者(以下「工事施工者」という。)が、公共基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する場合は、あらかじめ「公共基準点付近での工事施工届出書」(別記様式第1号)を、区長(区が行う工事にあつては管理課長。以下同じ。)に提出し、区長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、公共基準点の一時撤去・移転の承認を申請し、又は協議をする場合は、「公共基準点付近での工事施工届出書」の提出を省略することができる。

2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等
- (2) 車輛及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車輛及び重機等までの距離が5メートル以下となる行為
- (3) その他公共基準点の効用に支障をきたすと区長が判断する工事等

3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、断面図、平面図(掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの)
- (2) 引照点図、又は区長の指示する測量資料
- (3) 写真(公共基準点、公共基準点周辺、全引照点を確認できるもの)

4 「公共基準点付近での工事施工届出書」の内容に変更が生じたときは、速やかに「公共基準点付近での工事施工変更届出書」(別記様式第2号)を区長に提出しなければならない。

5 公共基準点付近での工事がしゅん工したときには、工事施工者は速やかに「公共基準点付近での工事しゅん工報告書」(別記様式第3号)を区長に提出し、検査を受けなければならない。検査は現地確認若しくは書面により行う。

6 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) しゅん工写真(公共基準点、公共基準点周辺を確認できるもの)
- (2) 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料(着工前・しゅん工後が対比でき

る引照点図、又は区長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果)

- 7 公共基準点付近での工事により、公共基準点の効用に支障をきたした場合は、工事施工者（区が行う工事を除く）は区長との協議後、「公共基準点復旧承認申請書」（別記様式第4号）により区長に申請し、復旧の承認を受けなければならない（別記様式第5号）。

区が行う工事にあつては、工事施工者は管理課長と公共基準点の復旧について協議しなければならない。

（一時撤去及び移転）

- 第5条 工事施工者（公共基準点の設置されている土地、建物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）の行う工事を除く）が、公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合には、あらかじめ「公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書」（別記様式第6号）により区長に申請し、その承認を受けなければならない（別記様式第7号）。
- 2 「公共基準点（一時撤去・移転）承認書」の内容に変更が生じたときは、速やかに「公共基準点（一時撤去・移転）承認変更届出書」（別記様式第8号）を区長に提出しなければならない。
- 3 区が行う工事の事業計画者は、当該事業計画の区域内に公共基準点が存在する場合は、その計画に際して「公共基準点（一時撤去・移転）協議書」（別記様式第9号）を提出して管理課長と協議し、その回答（別記様式第10号）を得なければならない。
- 4 前2項の申請書及び協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 位置図、平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
 - (2) 写真（公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの）
 - (3) 再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの。土木部所管の事業は不要。）
- 5 土地所有者等の都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合は、土地所有者等は、「公共基準点（一時撤去・移転）請求書」（別記様式第11号）を区長に提出するものとする。

（機能の回復）

- 第6条 工事施工者が公共基準点を一時撤去、滅失、き損、移転等により、その効用に支障をきたした場合、又は土地所有者等による公共基準点の一時撤去、移転の請求があつた場合は、原則として当該公共基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。

- 2 前項の場合において同一構造による設置が不可能な場合は区長と協議のうえ変更することができる。
- 3 工事施工者以外の者が、故意又は過失により公共基準点を滅失又はき損した場合（以下「事故原因者」という。）は、前2項を適用する。

（機能回復の施工者）

- 第7条 公共基準点の測量標を設置する工事（以下「設置工事」という。）は、原則として原因者である工事施工者が行わなければならない。ただし、次の場合は土木部管理課で行う。

- (1) 工事施工者による設置工事が困難な場合
- (2) 土地所有者等による公共基準点の一時撤去、移転の請求があつた場合
- 2 測量成果の修正（以下「測量作業」という。）に必要な手続きは、法第36条、同第37条第3項及び同第40条その他関係法令に基づき土木部管理課で行う。
- 3 偏心法による移転により機能回復を図る場合は、工事施工者と区長との協議のうえ施工者を決定するものとする。

（設置工事）

- 第8条 工事施工者等は設置位置及び設置施工方法について、舗装復旧前に区長と協議し

なければならない。

- 2 原則として測量標等は既設のものを再度使用するものとするが、使用不可能な場合は区長と協議するものとする。
- 3 工事施工者は設置工事の品質、出来形、工程、工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。
- 4 設置工事がしゅん工したときには、工事施工者は速やかに「公共基準点設置工事しゅん工報告書」（別記様式第12号）を前項の写真とともに区長に提出し、検査を受けなければならない。検査は現地確認又は書面により行う。
- 5 工事施工者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

（費用の負担）

第9条 公共基準点の設置工事に要する費用（既設の公共基準点のとりこわし費用を含む。以下「設置費用」という。）及び公共基準点の測量作業に要する費用は、第7条第1項目定める場合を除き工事施工者の負担とする。

（その他）

第10条 この要綱により難しい場合又はこの要綱に定めのない事項についての取扱いは、その都度土木部長が定める。

付 則

（施行月日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

付 則

（施行月日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(様式第1号)

公共基準点付近での工事施工届出書

年 月 日

(あて先) 板橋区長

届出者 住 所
氏 名

東京都板橋区公共基準点管理保全要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり届け出します。

工事件名			
工事場所	板橋区	番地先	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)		
工事概要			
公共基準点番号			
占用 企業 者	名 称		
	代表者氏名		
	所 在 地	TEL	
工事 請 負 者	名 称		
	担 当 者		
	所 在 地	TEL	
添 付 図 面	1 位置図 2 断面図 3 平面図 4 その他		

注) 区が行う工事の場合は、板橋区長を管理課長に書き換えるものとする。

(様式第 2 号)

公共基準点付近での工事施工変更届出書

年 月 日

板橋区土木部管理課長

申請者 住所
氏名

東京都板橋区公共基準点管理保全要綱第 4 条第 1 項の規定により「公共基準点付近での工事施工届出書」(様式第 1 号)を提出した事案について、届出書の内容(工期)に変更を生じたため、要綱第 4 条第 4 項の規定により次のとおり届け出します。

届出書日付	年 月 日
届出書内容(工期) を変更する理由	
工事場所	板橋区 番地先
変更後 工事期間	年 月 日から 年 月 日まで

注)変更の届け出は、必ず届出書の工事期間内に行ってください。

(様式第3号)

公共基準点付近での工事しゅん工報告書

年 月 日

(あて先) 板橋区長

報告者 住 所
名 称
担当者

年 月 日に届け出た公共基準点付近での工事がしゅん工しましたので、次のとおり報告します。

工事件名			
工事場所	板橋区	番地先	
工事期間	年 月 日から	年 月 日まで	(日間)
公共基準点番号			
公共基準点 の状況	(1) 測量標のき損状態 :		
	(2) 構造物のき損状態 :		
	(3) その他 :		
工事請負者	名 称		
	担 当 者		
	所 在 地	TEL	
添 付 図 面	1 竣工写真 2 引照点図 3 測量資料 4 その他		

注) 区が行う工事の場合は、板橋区長を管理課長に書き換えるものとする。

(様式第4号)

公共基準点復旧承認申請書

年 月 日

(あて先) 板橋区長

申請者 住所
氏名

工事により異常をきたした公共基準点の復旧について、東京都板橋区公共基準点管理保全要綱第4条第7項の規定により承認を受けたいので、次のとおり申請します。

復旧理由		
復旧内容		
復旧場所	板橋区	番地先
復旧する 公共基準点		
復旧期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	
復旧 工事 請負 者	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	
備 考	TEL	

(様式第5号)

公共基準点復旧承認書

様

年 月 日に申請のありました公共基準点の復旧について、
次のとおり承認します。

承認事項

復旧内容	
復旧場所	板橋区 番地先
復旧する 公共基準点	
復旧完了期限	年 月 日とする

承認条件

- 1 測量標設置は、既設と同様の構造とします。
- 2 支給材が必要な場合は、管理課へ連絡してください。
- 3 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書（様式第10号）を提出し、板橋区の検査を受けてください。
- 4 検査に合格したときには、速やかに板橋区へ公共基準点を引き渡すこととします。
- 5 承認後、承認内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに届け出て管理課と協議してください。

承認番号 号
年 月 日

板橋区長

担当連絡先	板橋区土木部管理課 TEL ()
-------	----------------------

(様式第6号)

公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書

年 月 日

(あて先) 板橋区長

申請者 住所
氏名

工事により支障となる公共基準点の（一時撤去・移転）について、東京都板橋区公共基準点管理保全要綱第5条第1項の規定により、次のとおり承認申請します。

一時撤去・移転理由		
工事件名		
工事場所	板橋区 番地先	
一時撤去・移転する公共基準点		
移転する場合の移転候補地	板橋区 番地先	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで	
一時撤去・移転期間	年 月 日から 年 月 日まで	
工事請負者	名称	
	担当者	
	所在地	Tel
添付図面	1 位置図 2 平面図 3 写真 4 その他	
備考	※現況状況等を記載する	

(様式第7号)

公共基準点（一時撤去・移転）承認書

承認番号 号
年 月 日

様

板橋区長

年 月 日に申請のありました公共基準点の（一時撤去・移転）について、次のとおり承認します。

承認事項

移転先	板橋区	番地先
一時撤去・移転する 公共基準点		
完了期限	年 月 日とする	

承認条件

- 1 再設置位置については、管理課と協議する必要があるため、舗装復旧する前に必ず連絡してください。
- 2 測量標設置は、既設と同様の構造とします。
- 3 支給材が必要な場合は、管理課へ連絡してください。
- 4 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書（様式第11号）を提出し、板橋区の検査を受けてください。
- 5 検査に合格したときには、速やかに板橋区へ公共基準点を引き渡すこととします。
- 6 一時撤去の中止等、協議内容に変更が生じた場合は、速やかに管理課に連絡してください。

担当連絡先	板橋区土木部管理課 TEL ()
-------	----------------------

(様式第8号)

公共基準点（一時撤去・移転）承認変更届出書

年 月 日

板橋区土木部管理課長

申請者 住所
氏名

東京都板橋区公共基準点管理保全要綱第5条第1項の規定により承認を受けた事案について、協議内容（工期）に変更を生じたため、要綱第5条第2項の規定により、次のとおり届け出します。

承認書番号※	年 月 日付け 板土管第 号の
協議内容（工期） を変更する理由	
工事場所	板橋区 番地先
変更後 工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更後 一時撤去・移転期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

注) 変更の届け出は、必ず承認書の完了期限内に行ってください。

※ 承認番号は、「公共基準点（一時撤去・移転）承認書」（様式第7号）記載の番号を記してください。

(様式第9号)

公共基準点（一時撤去・移転）協議書

年 月 日

(あて先) 土木部管理課長

協議者 □□課長 ○○ ○○

工事により支障となる公共基準点の（一時撤去・移転）について、東京都板橋区公共基準点管理保全要綱第5条第3項の規定により、次のとおり協議します。

一時撤去・移転理由		
工事件名		
工事場所	板橋区 番地先	
一時撤去・移転する公共基準点		
移転する場合の移転候補地	板橋区 番地先	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで	
一時撤去・移転期間	年 月 日から 年 月 日まで	
工事請負者	名 称	
	担当者	
	所 在 地	
添付図面	1 位置図 2 平面図 3 写真 4 その他	
備 考	※現況状況等を記載する	

(様式第10号)

公共基準点（一時撤去・移転）回答書

回答番号 号
年 月 日

様

土木部管理課長

年 月 日に協議のありました公共基準点の（一時撤去・移転）について、次のとおり回答します。

回答事項

移転先	板橋区	番地先
一時撤去・移転する 公共基準点		
完了期限	年 月 日とする	

回答条件

担当連絡先	板橋区土木部管理課 TEL ()
-------	----------------------

(様式第 1 1 号)

公共基準点（一時撤去・移転）請求書

年 月 日

（あて先）板橋区長

請求者 住所
氏名

東京都板橋区公共基準点管理保全要綱第 5 条第 5 項の規定により公共基準点の（一時撤去・移転）を次のとおり請求します。

一時撤去・移転理由	
請求場所	板橋区 番地先
一時撤去・移転する 公共基準点	
請求期限	年 月 日まで
備 考	

注) 区が行う工事の場合は、板橋区長を管理課長に書き換えるものとする。

(様式第12号)

公共基準点設置工事しゅん工報告書

年 月 日

(あて先) 板橋区長

報告者 住 所
名 称
担当者

年 月 日承認(回答)番号 号で承認(回答)を受けた公共基準点の(一時撤去・移転)について、公共基準点設置工事がしゅん工しましたので、次のとおり報告します。

工事件名		
工事場所		板橋区 番地先
設置工事しゅん工日		年 月 日
設置公共基準点番号		
工事請負者	名 称	
	担当者	
	所 在 地	Tel
添 付 図 面		1 竣工写真 2 その他

注1) 協議の場合は、承認を回答に書き換えるものとする。

注2) 区が行う工事の場合は、板橋区長を管理課長に書き換えるものとする。